

I 加入と脱退に関すること

Q4 信用金庫年金に加入していても、個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入することはできますか？

A4

当基金(厚生年金基金)に加入していても、65歳未満*1であれば個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入することは可能です。

ただし、勤務先で実施している企業型確定拠出年金に加入している場合は、次の条件*2を満たす場合に限り、個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入することができます。

加入している企業型確定拠出年金の規約において、

- ✓ 本人拠出(マッチング拠出)の規定がない
- ✓ 個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入できる旨の規定がある

*1 令和4年5月から加入可能年齢が引き上げられました(60歳未満→65歳未満)

*2 令和4年10月からiDeCoの加入条件が緩和されます

*3 令和6年12月からiDeCoの拠出限度額が見直されます